

## 平成25年度老人保健健康増進等事業

### 介護サービス情報の公表制度にかかる調査のあり方に関する調査研究事業報告書

一般社団法人福祉評価推進事業団

#### 1. 事業目的

介護サービス情報の公表制度は平成24年度介護保険法改正により全事業所に対する毎年の調査義務が廃止され、「都道府県知事が必要と認めるとき」に調査を行うなど調査方法の見直しが行われた。結果、調査機関を活用した訪問調査を実施した都道府県は全体の半数以下となってしまった。訪問調査という外部のチェックを入れることなく事業所の責任において公表されている情報の正確性を検証し、訪問調査の有効性を研究する。

また、利用者の認知度が低く、活用されていない現状を踏まえ、同時期に公表方法の見直しも行われたところであるが、介護保険制度が「利用者本位」である制度の原点に立ち返り、より国民にとって利用価値が高く、かつ事業所にとっても有意義な介護サービス情報の公表制度にするための具体的な調査項目、調査手法、公表方法及び普及啓発方法、利用促進方法などを研究する。

#### 2. 事業結果

##### 1) 公表情報の正確性の担保に関する課題

- ① 事業所の公表情報の正確性は必ずしも担保できていない実態が調査結果において示されている
- ② 都道府県は、訪問調査の効果として「公表情報の「あり」「なし」の正確性の確保の促進」を高く評価する一方、訪問調査の義務化の見直しによって「誤認による虚偽記載が増え、公表情報の正確性が低下する」ことを懸念していた
- ③ 上記①、②にもかかわらず、都道府県の調査体制にはばらつきがあり、公表情報の正確性を担保するための十分に体制が整っているとは言えない状況にある

##### 2) 訪問調査の質の改善と公表情報の活用に関する課題

- ① 運営情報のわかりやすい表示、事業所のサービスの質の向上につながる調査、良質な事業所の容易な検索等、事業所の訪問調査に対する改善のニーズは明確である
- ② 制度の認知度、費用対効果等の観点で調査に対する疑問がある一方、第三者評価、外部評価等をはじめ関連する評価、調査報告が輻輳することの問題点も指摘されている
- ③ 調査手数料などの負担軽減と訪問調査の質的改善が行われることを条件として、調査を受け入れる考えを有する事業所が一定割合あることが示されている

##### 3) 指定調査機関、調査員の専門性の活用に関する課題

- ① 現状の都道府県の調査体制において、指定調査機関、調査員の専門性は十分に活用されていないことが示されている。
- ② こうした状況が継続すれば、指定調査機関、調査員の専門性は失われかねない。早急に指定調査機関、調査員の活用を図る必要がある。

各課題点について検証され、本制度の充実のために具体的な今後のありかたについて検討された。